

## 耐震診断の結果の報告に必要な書類一覧

県では、地震による建築物の倒壊等で緊急輸送道路（神奈川県耐震改修促進計画14ページ参照）に通行障害が起らないように沿道の建築物の耐震化を促進することとしています。

そこで、県が耐震改修促進法を所管する区域内において、建築基準法の旧耐震基準で建てられた一定の高さ以上の沿道建築物の所有者の方に対し、同法の規定に基づき、耐震診断の実施と平成30年3月31日までに県へ報告を求めています。

**対象建築物の所有者の方には、既にこの旨をお伝えしています。**

対象建築物の所有者の方は、次の様式により、ご提出ください。様式及び記載例は、次のリンクからダウンロードできます。

【参考】県が耐震改修促進法を所管する区域

逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村（21市町村）

提出書類		備考
<b>耐震診断の結果の報告書</b>	(法定様式) ・ 第一号様式	記載例を参考に作成してください。
<b>耐震診断の結果の証明書</b>	・ 県様式第1号	証明者は、耐震診断又は補強設計を行った建築士等です。
	又は ・ 耐震診断の結果の判定書若しくは認定通知書の写し	「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会が耐震改修促進法に基づく告示（平成18年国土交通省告示184号）に照らし、妥当性を判定した書類（いわゆる第三者評定書）の写し 又は 耐震改修促進法に基づき所管行政庁が耐震改修計画の妥当性を認めた書類（認定通知書）の写しとしてください。
<b>耐震改修計画に基づき工事が適正に施工されたことの証明書</b>	・ 県様式第1号（別添）	既に耐震改修工事を実施し、かつ耐震改修計画の評価値を報告する場合、ご提出ください。 （耐震改修工事の実施後に改めて耐震診断を行った場合は不要です。） 証明者は、工事監理を行った建築士等です。
<b>配置図</b>	(様式の指定はありません。)	報告対象の建築物の位置が特定できるものとしてください。 (建築物を分割して診断した場合は、診断の範囲がわかるように分割番号を記入してください。)

注) 報告に必要な情報が不足している場合は、追加資料を求める場合があります。

上記の様式及び記載例は、次のURLからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0721/>

書類の作成及び報告書の提出等に関する問合せ先

県土整備局 建築住宅部 建築安全課 TEL 045 - 210 - 6257 (直通)

横浜市中区日本大通1 新庁舎11階